毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

号外

令和8年1月23日

主要目次

選挙管理委員会告示
○ 地方自治法等に基づく直接請求等のための署名の収集を禁止する区域及び期間 一
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録の基準日 一
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日 一
○ 衆議院比例代表選出議員選挙における市の区域を分けて設けた開票区 一

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第三号

衆議院議員選挙における千葉県第一区から第十四区までの区域において衆議院議員選挙が行われることとなったため、令和八年一月二十四日から衆議院議員選挙の期日までの間、それらの区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定による全ての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和八年一月二十三日

千葉県選挙管理委員会委員長　菊地　秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第四号

令和八年二月八日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により行う選挙人名簿の登録の基準日を次のとおり定めた。

令和八年一月二十三日

千葉県選挙管理委員会委員長　菊地　秀樹

基準日　令和八年一月二十六日。ただし、年齢の算定については、令和八年二月八日とする。

千葉県選挙管理委員会告示第五号

令和八年二月八日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二の規定により設置されたポスター掲示場に公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日は、令和八年一月二十七日である。

令和八年一月二十三日

千葉県選挙管理委員会委員長　菊地　秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第六号

令和八年二月八日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙につき、市川市及び船橋市の区域を分けて、次のとおり開票区を設けた。

令和八年一月二十三日

千葉県選挙管理委員会委員長　菊地　秀樹

一　市川市

開票区の名称	開票区の区域
市川市第一開票区	第一から第三十一までの各投票区の区域
市川市第二開票区	第三十二から第七十八までの各投票区の区域

二　船橋市

開票区の名称	開票区の区域
船橋市第一開票区	第一から第三十九までの各投票区の区域
船橋市第二開票区	第四十から第八十四までの各投票区の区域

購読料　本号　一部　六円

発行者　千葉市中央区市場町一番一号　千葉県

購読申込先　〇四三（二二三）二六五八